

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の施行認可……………
- …(都市整備局市街地整備部区画整理課)…
- 建築基準法による一団地の区域……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………
- …(主税局課税部課税指導課)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

告示

- 東京都告示第七百五十三号
- 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条
- 第一項の規定に基づき東京都市計画土地区画整理事業広町
- 二丁目土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九
- 条第三項の規定により、次のとおり告示する。
- 令和四年五月十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿六丁目五番一号
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部
長 中山 靖史
- 二 事業施行期間
令和四年五月十九日から令和十六年三月三十一日まで
- 三 施行地区
東京都品川区広町二丁目及び大井町二丁目の各一部
- 四 土地区画整理事業の名称
東京都市計画土地区画整理事業広町二丁目土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地
東京都新宿区西新宿六丁目五番一号
- 六 設立認可の年月日
令和四年五月十九日
- 七 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 八 公告の方法
事務所及び品川区役所の掲示場に掲示する。

東京都告示第七百五十四号

- 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条
- の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
- 定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
- る。
- 令和四年五月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
名 取 伸 明
認定年月日
対象区域の地名地番
武蔵村山市緑が丘千四百六十番一、 令和四年三月十
- 同番五から同番十一まで、千四百八
- 十五番一、同番四から同番十まで、
- 千五百九十九番二、同番四、千六百
- 十番、同番二から同番五まで、千六
- 百十九番一、同番五から同番七まで、
- 千六百三十八番、千六百六十六番、
- 千六百七十五番一、同番三、同番四、
- 千六百七十九番一、千六百九十一番、
- 千六百九十三番一、同番七から同番
- 十一まで、千七百三十二番一、同番
- 三から同番十五まで、千七百五十七
- 番六、千七百九十三番、千八百五十
- 八番三、千八百五十九番一、同番三、
- 千九百十三番四、同番八から同番十
- 一まで、千九百十九番、同番二から
- 同番五まで、千九百七十七番、同番
- 二、同番三、千九百八十七番一、同
- 番三、千九百九十三番一、同番八、
- 二千番一、同番五及び同番六
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦
- 町四丁目六番三号)

東京都告示第七百五十五号

- 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
- 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
- り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
- ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
- う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十九日

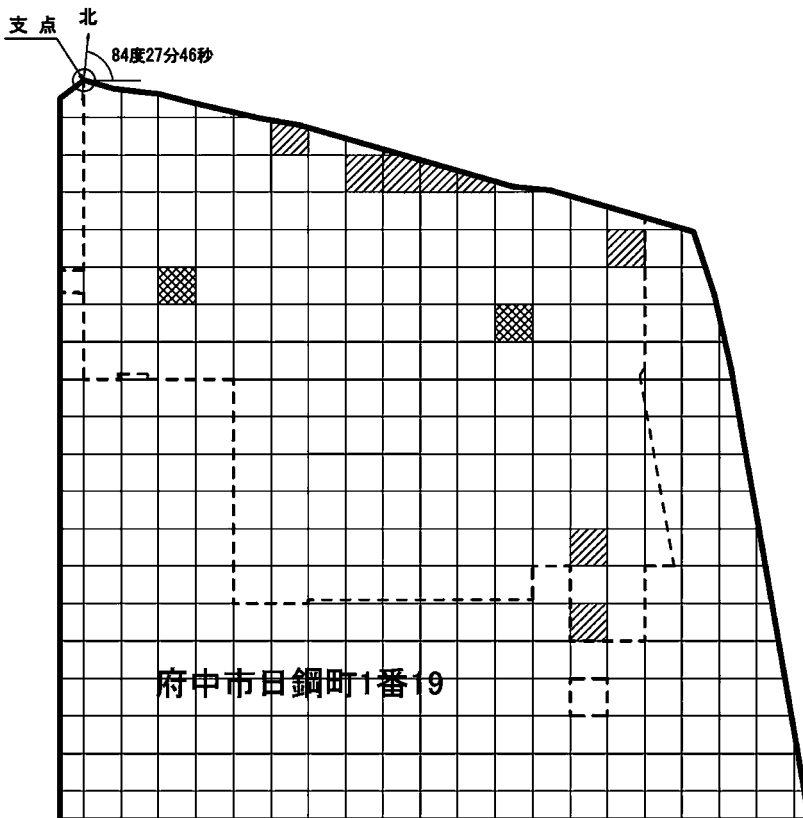
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(府中市日鋼町地内)



二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

- 単位区画
- 敷地境界
- - - 調査範囲
-  形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第701号により指定した区域)
-  形質変更時要届出区域 (この告示で指定する区域)

【支 点】

支点は、府中市日鋼町1番19の最北端とする。

【格子の回転角度:84度27分46秒】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三條の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和四年五月十九日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
名称 氏名 事業所の所在地

池田屋油 池田 憲泰 千代田区神田猿楽 令和四年三月
店 町二丁目一番五号 三十一日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年五月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に 許可を受けた者の
含まれる地域の名称 住所及び氏名
あきる野市平沢字下夕川原六 西東京市北原町三丁目二番
百五十三番十一 二十二号

株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

国分寺市日吉町三丁目三十番 西東京市芝久保町四丁目二

二及び同番三

十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

